弁

北広島市 2024 年第 1 回定例市議会(2 月 15 日~3 月 19 日) 2 月 28 日 代表質問 鶴谷 聡美

一般会計予算は、低所得者に対する給付及び定額減税を補足する給付に要する経費の増、ひとり親家庭等医療費助成及び子ども医療費助成の受診件数増に伴う増、障がい者相談支援事業委託に係る消費税相当額等の支出増、市立・私立保育園及び幼稚園の給食費物価高騰対策支援金の増、小中学校の学校給食に係る賄材料費の増、中小企業者等融資事業融資件数の増に伴う経費、累計降雪量及び積雪深が平年値を上回ったことによる除雪費の増、小中学校給食調理配膳等業務委託の入札不落に伴う不足額の限度額再設定など、15億4,209万円を増額し、総額348億2,276万円となりました。北広島市議会委員会条例の一部を改正する条例についての議員発議1件、北広島市及び石狩教育研修センター組合公平委員会委員及び副市長の選任に関する同意案2件、北広島市防災食育センター条例の制定、北広島市景観計画策定等検討委員会設置条例の制定、北広島市レンタサイクル条例の一部を改正する条例を含む議案17件を可決。「企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書」「被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見書案2件を可決。2024年度予算に係る議案7件は、予算審査特別委員会で審議され、すべて原案可決となりました。

問

答

1. 安全に暮らせるまちづくりについて

質

- ・第3回国連防災世界会議において採択された「仙台防災枠組 2015-2030」では、東日本大震災の経験と教訓が取り入れられており、防災・減災は子どもから高齢者まで、また、女性、障がい者なども含めた様々な立場の人の参加を促すことが大切とある。本市における男女共同参画の視点の防災対策について、北海道胆振東部地震での被災及び避難所運営の実践と検証から、どのように進められてきたのか伺う。また、障がいを持つ当事者をはじめ、多様な市民の防災対策への参画について、見解を伺う。
- ・2月13日、経済産業省は、高レベル放射性廃棄物(核のごみ)の最終処分場選定に向け、原子力発電環境整備機構が、後志管内寿都町と神恵内村で行っている文献調査の報告書案を公表した。2023年10月30日には、300人以上の地質学者や全国の研究者、専門家、教育者たちが、「世界最大級の変動帯の日本に、地層処分の適地はない」との声明を出している。将来にわたり、市民が安全に暮らせるよう考える立場である上野市長の、核のごみと処分地選定についての認識を伺う。

2. 住みよい環境づくりについて

- ・JR北広島駅西口周辺について、「駅西口周辺エリア活性化計画」に 基づき、官民連携による複合交流拠点施設と居住交流施設など、市の 顔にふさわしいまちづくりを進める」とあるが、視覚障がいのある方 からは、音声ガイド等の整備を求める声が寄せられている。障がいの ある市民も安心して移動することのできるバリアフリーの整備は、ど のようにすすめられているのか伺う。
- ・長沼町では、「長沼町美しい景観づくり条例」が制定(2008年)されているが、市外地や郊外で太陽光発電施設が次々と建設され、建築基準法や都市計画法の適用を受けない太陽光発電施設に対しては、制定した条例では規制ができないということがあった。本市の景観計画策定に関し、「自然と都市機能が調和した街並みを活用しながら、美しい景観を守っていく」とあるが、再生エネルギー施設等の規制等について、どのように考えているのか見解を伺う。

3. 認知症基本法と本市の取り組みについて

- ・認知症基本法第13条において、市町村は、政府が策定する認知症施 策推進基本計画等を基本に、当該市町村の実情を踏まえた市町村認知 症施策推進基本計画を策定するよう、努めなければならないと規定さ れている。本市では、認知症高齢者等SOSネットワーク事業、認知症 サポート医による「もの忘れ相談会」など、認知症の方や家族をサポ ートする事業が行われているが、本市の認知症施策推進基本計画の策 定について伺う。
- ・認知症の方とその家族が集う場として、認知症カフェが開かれている。「高齢者の方の周りには、子ども、学生、子育て世代もいる」という視点から、多世代で交流できる認知症カフェの取り組みが進められているが、会場が民間施設であることから、市広報に掲載できず、周知が課題との声が寄せられている。認知症カフェ等の開催情報の周

- ・北海道胆振東部地震への対応において、避難所には24時間、男性職員と女性職員を配置するなどの配慮をしながら運営してきた。地域防災計画、水防計画等の防災に係る計画の見直しを行う際は、防災会議のご意見をいただきながら、パブリックコメントを実施し、多様な意見の反映に努めている。今後も、災害対応事例などを参考にしながら、災害時において配慮すべき事項について留意するとともに、防災訓練等への市民参加についても検討する。
- ・北海道において 2000 年に「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」が制定されており、この条例において「特定放射性廃棄物の持ち込みは慎重に対処すべきであり、受入れ難い」と宣言をされていることから、この条例を遵守すべきものと考える。

2.

- ・駅西口周辺エリア活性化事業におけるバリアフリーについては、パートナー企業である、株式会社日本エスコンとともに推進している。既に整備を行った駅前広場は、バリアフリー法に基づき、駅から公共交通機関まで屋根の設置、ロードヒーティングや歩行空間の拡大等、歩行者にとってより安全性・利便性・快適性の高い駅前広場空間の創出を行った。今後も、駅から商業施設「トナリエ」を介して、居住交流施設までを結ぶ歩行者デッキの整備を予定しており、歩車分離によってより安全かつ円滑に移動ができ、滞留を促すような駅前空間の創出を行う。
- ・本市の竹山地区において、太陽光発電施設の建設をめぐり、地域住民から自然環境や景観の保全などを求める請願があったことから、景観条例の制定により、計画段階から事業者が住民の声に耳を傾けながら、地域の景観へ配慮した事業を実施する仕組みを検討していく。

3.

- ・政府が策定する「認知症施策推進基本計画」についは、本年秋頃の閣議決定に向け、検討が進められているところである。市町村が策定する計画については、政府の基本計画及び都道府県の認知症施策推進計画を基本とし、当該市町村の実情に即した計画を策定するよう努めなければならないものと法に規定をされていることから、引き続き国及び北海道の動向を注視する。
- ・認知症カフェ等の開催情報の周知については、「北広島市認知症カフェ運営基準」を満た す活動を市の共催事業として位置づけ、市有施設を利用する場合の会場確保、参加者の 傷害保険料負担などの支援を行っているほか、開催場所にかかわらず広報誌や市のホー ムページ、高齢者サービスガイドへ掲載するなど、周知に努めている。

知について、高齢者支援、介護予防、認知症の方への支援の視点から、会場が公共施設かどうかを問わず、市広報で掲載し周知するべき。

4. 教育行政について

・本市の不登校の状況について、2023年度の状況、及び、近年の推移について同う。また、教育支援体制の充実等取り組みが行われてきたが、 児童生徒の学びや成長の様子はどのようであったか伺う。

- ・西部小学校と西部中学校を小中一貫の義務教育学校に統合する案について、北広島市立学校適正配置等審議会から、「西部小を活用した施設一体型の義務教育学校が望ましい」との答申を受け、施設一体型義務教育学校の設置に向けた取り組みがすすめられる。教育行政執行方針において、保護者や地域等から幅広い合意が得られるよう取り組みをすすめると述べられた。どのようにすすめていくのか、また、開校時期の見通しについて、教育長の見解を伺う。
- ・学校に行くことができない状況にある小学生の保護者に、義務教育学校の設立に不安感を抱いている方がいる。義務教育学校に関する情報をしっかり共有し意見を聞き、学びやサポート等について、共有する機会を持っていただきたいと考えるが、見解を伺う。

5. 子ども・子育て施策について

- ・老朽化が著しい公立保育所について、今後の保育需要を踏まえ再整備 も含めた施設のあり方について、公立保育所に関しては、庁内各課や 他の行政機関と連携し、保育行政を実践する行政機関としての役割 や、市内の子育て支援施設と連携し、家庭保育も含めた、地域の子育 て支援拠点である等の考え方を確認してきた。公立保育所は、長年の 保育実績、運営や雇用の安定が保育の質の確保につながっており、子 育て世代からも信頼が寄せられている。公立保育所の今後の施設整備 と配置について、現時点の見解を伺う。
- ・第6次総合計画の2025年度中間見直しに向けて、市民意識調査等を 実施するとのこと。この機会に、未整備の東部地区での児童センター の開設に向けて、子ども地域関係機関等の声を聞きながら、その検討 を進めていただきたい。市長の見解を伺う。
- ・大きな予算を伴う施設整備ではなくても、既存施設を活用した子ども の居場所機能が果たせる場所や、機会をつくることはできるのではな いか。公共施設及び活用可能な民間施設等の情報収集をして、協力・ 連携等、できる方法を検討していくべきと考えるが、見解を伺う。
- ・市内の各校の中学生が、社会問題などについて取上げ発言する「アンビシャス・フォーラム」が行なわれている。本市の子どもの権利条例制定10周年の際、学校現場における子どもの権利の取り組みとして、子どもの権利をテーマに市内中学校6校から、12人の生徒が議論を交わし、宣言を考えたと伺っている。学校現場における子どもの権利に関する取り組みについて、また、アンビシャス・フォーラム参加の様子、その他の取り組み状況について伺う。

4

- ・2022 年度の学校に行くことができない児童生徒の状況は、小学校で 44 人、中学校で 87 人。2021 年度との比較では、小学校で 15 人、中学校で 31 人の増となっている。教育支援の充実については、ICT 端末等を活用したオンライン授業の配信やオンライン教材による学習支援などに取り組み、児童生徒の多様な学びの場の選択を通して主体的な学びへの意欲が高まっている。教育支援センターみらい塾では、教科学習や体験的な活動により、通級している児童生徒の学習や社会参加への意欲が高まり、多様な他者との交流を深める機会になっている。教育相談事業では、専門人材等によるカウンセリングなどにより、悩みや不安の解消につながり、自己肯定感や自己有用感が高まっているものと捉えている。
- ・義務教育学校についてでありますが、幅広い合意が得られるよう、令和 6 年度から丁寧 な情報提供に努めるとともに、保護者、地域、児童生徒等との意見交換を実施していく。 今後のスケジュールについては、幅広い合意をいただいた後にお示ししたい。
- ・義務教育学校における不登校児童生徒への対応について、人間関係の固定化、小学校を 卒業する時など変わるきっかけづくりが難しいという指摘は、承知している。そのうえ で、9年間を見通した系統的な学習指導、そして教科担任制や乗り入れ授業などによって 質の高い教育が提供できることや、教職員の協働・多角的・多面的な視点で、一人ひとり を支援できるなどの優位性があると考える。児童生徒にとって学校生活への不安が解消 され、学校に行きたいと思えるような学校づくりについて、児童生徒・保護者や教職員 等の意見を伺いながら検討を進めたい。

5

- ・保育所の整備については、今後の公立保育所が果たす役割として支援が必要な児童等や、「こども誰でも通園制度」など新たな国の制度への対応のほか、本市全体での適切な定員設定のための調整機能を中心に、整理を行っている。適切な機能を分担できる施設の検討を進めていく。
- ・児童センターの整備について、東部地区では現在、官民が開設をする各種施設のほか、 中央公民館を会場とした出張型ひろばの開催などが、こどもの居場所として一定の役割 を担っている。今後につきましても、東部地区全体の公共施設整備の在り方の中で、整 理をしていく。
- ・出張型ひろばなどを開催する場所の確保等について、既存の施設において実施されている子どもを対象とした事業は、広報紙・ホームページなどで周知を図っている。今後も、多くの子どもたちに来ていただけるよう、周知・広報に努めていく。既存施設の利用についての相談などについても、随時、各施設の所管課等につないでいく。
- ・アンビシャス・フォーラムに参加した生徒の様子として、「自分の権利と他者の権利」を テーマとして話し合う過程において、普段接することが少ない他の中学校の生徒の多様 な意見に触れる機会になるとともに、他者の意見を尊重しながら、自分の意見や気持ち を伝える姿が見られ、日頃の学習活動の成果を感じることができたと認識している。